

第6次富士宮市総合計画 策定方針

令和5年6月
富士宮市

1 方針策定の趣旨

本策定方針は、第5次富士宮市総合計画の計画期間が、令和7(2025)年度をもって終了することから、令和8(2026)年度を始期とする第6次富士宮市総合計画（以下「次期総合計画」という。）の策定に当たり、基本的な方針を示すために策定する。

2 計画の位置付け

総合計画は、地方自治体における市民と行政の共通の指針であり、まちづくりの根幹となる計画であることから、次期総合計画についても、本市が目指す将来像（都市像）を示す行政運営の指針とするとともに、分野別のまちづくりを進める上での最上位計画として位置付ける。

また、少子高齢化やデジタル化などの喫緊の課題にも柔軟に対応していくことが求められることから、次期総合計画から、「富士宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を盛り込んだ総合計画として、基本構想及び基本計画を策定する。

3 計画策定における基本的な考え方

次期総合計画の策定に当たり、次の事項を基本的な考え方として取り組む。

(1) 重視する視点

ア 重点事項や優先順位が明確で、戦略性に富んだ計画づくり

現行の計画から引き継ぐものと新たに計画に盛り込むものを整理する中で、将来を見据えて、計画の策定段階から重点的に取り組むことや優先して取り組むことを明確化するなど、戦略性に富んだ計画づくりを行う。

イ 社会経済環境の変化や地域が抱える課題に対応した計画づくり

本市を取り巻く環境や市民ニーズが大きく変化する中で、時代の潮流や社会経済環境、多様化する考え方などを的確に捉え、時代の変化に柔軟に対応した計画づくりを行う。

ウ 市民協働による計画づくり

総合計画に対する理解を深めてもらうため、計画の策定過程において、多様な市民参加の機会を設け、市民と共に考え、協力し、市民協働による計画づくりを行う。

エ 市民に分かりやすい計画づくり

計画の構成については、市民に分かりやすい体系とするとともに、市民の視点に立った表現で計画づくりを行う。

オ 実現性・実効性を確保した計画づくり

将来の人口動向や財政状況等を十分に想定し、施策の実現性や事業の実効性を確保した計画づくりを行う。

カ P D C A サイクルによる適切な進行管理が行える計画づくり

P D C A サイクルを活用した適切な進行管理や施策の成果を明確に把握するための指標等を用いるなど、効率的かつ効果的な事業展開を図ることができる計画づくりを行う。

キ 上位計画、個別計画との役割分担・整合を図った計画づくり

特定の行政課題に対応するため、法令等に基づき策定された国、県等の上位計画、国土利用計画富士宮市計画や各分野の個別計画との関係性を明確にし、体系化するとともに整合性のある計画づくりを行う。

(2) 配慮すべき視点

ア 現行計画（第5次富士宮市総合計画）の検証

現行の計画の執行状況や成果指標に基づく目標値の達成状況、将来に向けた課題、問題点等を的確に分析する。

イ 将来における行政需要の想定

将来予想される課題、新たな行政需要を可能な限り想定し、それに対応する施策及び事業を計画に取り入れる。

ウ 総合性の確保

各行政分野の施策、事業が一体となって総合的な行政効果が発揮できるよう、施策間、事業間相互の関連性を十分に検討するとともに、有機的な連携に配慮する。

エ バックキャスト方式の採用

最初に目標とする未来像を描き、その未来像を実現する道筋を未来から現在へとさかのぼって考えるバックキャストの手法を用いて計画の策定を進める。

オ S D G s（持続可能な開発目標）の推進

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す国際目標の達成への寄与及び本市が目指す「富士山を守り、未来につなぐ富士山 S D G s」の実現に向けて、S D G s の視点を踏まえた取組を推進する。

カ 情報の公開

広報ふじのみや、市ホームページ等を活用し、計画策定における進捗状況について、適時公開する。

4 計画の構成

次期総合計画においても、現行の計画の構成を引き継ぎ、施策の方向性を階層に分けて位置付けることとする。

市民に分かりやすく、かつ、将来の社会情勢の変化にも柔軟に対応できるよう、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」からなる三層構造で構成する。

(1) 「基本構想」

まちづくりに取り組むための基本的な考え方や本市が目指す将来都市像、基本目標などを示すもの。

(2) 「基本計画」

基本構想に沿って取り組むべき施策を、総合的、体系的に示すもの。

なお、時代の変化に柔軟に対応できるよう、中間年次において計画を検証し、必要に応じて見直しを行う。

(3) 「実施計画」

基本計画に沿って、具体的な事業を定めるもの。

なお、ローリング方式により毎年度見直しを行う。

5 計画期間

次期総合計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とする。

なお、「基本構想」は10か年、「基本計画」は前期と後期に分けてそれぞれ5か年、「実施計画」は3か年の計画期間とする。

[年度別計画図]

年 度	R8	9	10	11	12	13	14	15	16	17			
基本構想													
基本計画													
実施計画													

6 推進体制等

次期総合計画の策定に当たり、庁内における検討組織である庁内推進体制と市民をはじめとする多様な主体の意見等を的確に反映するための庁外推進体制を整え、市民参画及び職員参画のもと、計画づくりを行う。

(1) 庁内推進体制

次期総合計画の策定に当たり、全庁横断的な組織を設けて、庁内体制を整える。

また、策定への職員の参加意識が計画の実効性を高めるため、全職員参画という策定体制のもとで英知と斬新な発想を結集して策定に当たることとする。

(想定される会議など)

- ・ 庁内策定会議：部長級職員
- ・ 庁内ワーキング幹事会：課長級職員
- ・ 庁内ワーキンググループ：係長等職員
- ・ 市政課題研究：若手職員

(2) 庁外推進体制（市民参画）

様々な世代、職業の人から本市の魅力や課題、必要な取組について意見を募り、次期総合計画を検討する際の参考とする。

(想定される会議や意見収集の機会など)

- ・ 総合計画審議会
- ・ 総合戦略有識者会議
- ・ 市民まちづくり会議
- ・ 地区別、関連組織別アンケート
- ・ 中学生・高校生会議
- ・ 市民アンケート
- ・ 市民提案
- ・ パブリックコメント

(3) 市議会

策定の進捗状況に合わせて市議会に報告又は説明し、意見等を求める。

(4) 策定業務の一部委託

策定に当たっては、基礎調査をはじめとする各種調査、情報収集、計画策定手法など専門的知識及び技術を要するため、専門研究機関に業務の一部を委託する。

7 策定スケジュール

次期総合計画は、令和7(2025)年11月に基本構想を議案として提出するものとし、策定スケジュールは次のとおりとする。

【令和5年度】

令和5年	6月	策定方針の決定
	7月～	庁内策定会議の設置
	10月～	現計画の検証・課題抽出
令和6年	2月～	市民アンケートの実施

【令和6年度】

令和6年	4月～	人口ビジョンの策定
	6月～	地区別懇談会の開催、中学生・高校生会議の開催
	7～	市民まちづくり会議（市民ワークショップ）の開催
	8月～	関連組織別アンケートの実施
	10月～	市民提案の募集

【令和7年度】

令和7年	4月	基本構想素案の策定
	5月～	全員協議会等における説明
	6月～	総合計画審議会を開催
	9月	パブリックコメントの実施
	11月	議案送付
	12月	次期総合計画策定